

(公印省略)

事務連絡
令和7年4月1日

各位

大牟田市長 関 好 孝
(企画総務部契約検査室)

大牟田市契約規則の一部改正について (通知)

日頃から、本市の行政運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、標記について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部改正に伴い、大牟田市契約規則に規定する随意契約の基準額等について、下記のとおり一部改正を行います。

記

1 改正内容

随意契約ができる予定価格の範囲の引き上げ【大牟田市契約規則第16条】

契約の種類	現行	改正後
(1) 工事又は製造の請負	130万円	200万円
(2) 財産の買入れ	80万円	150万円
(3) 物件の借入れ	40万円	80万円
(4) 財産の売払い	30万円	50万円
(6) 前各号に掲げる以外のもの	50万円	100万円

※「(5) 物件の貸付け」については改正なし(30万円)

※その他の改正内容については、別紙「新旧対照表」をご確認ください。

2 改正時期

令和7年4月1日

【問合せ】

大牟田市 企画総務部 契約検査室(契約担当)
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話: 0944-41-2590 FAX: 0944-41-2592